

校長	教頭	教務	担任	養護教諭

受 診 届

学 校 名	石 川 県 立 鹿 西 高 等 学 校
学年組・番号・氏名	H 番 氏名
受 診 医 療 機 関	
診 断 名	
受 診 日	年 月 日
療 養 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
<p>上記のとおり、受診・療養しました。 (補足事項: _____)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 保護者氏名 (自署)</p>	

※この届は、学校において予防すべき感染症による出席停止の際に使用します。
※医療機関からの次のいずれかの写しを添付してください。できるだけ、診断名がわかる①～③をお願いします。

- ①感染症の検査の結果
- ②薬情報・・・薬の効能・効果に診断名が記されているもの
- ③医師の指示書・・・本人の名前と診断名が記載されているもの
- ④診療明細書、領収書等

参考:学校において予防すべき感染症(主なもの)

【学校保健安全法施行規則第18条・19条】

疾病名	出席停止の期間の基準:その他は目安	
第一種	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで (発症日を0日、解熱した日を0日とする)
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化(かさぶた)するまで
	咽頭結膜炎	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
その他	溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始 24 時間後、全身状態が良ければ登校可
	感染性胃腸炎	下痢、嘔吐が軽減し、全身状態が良ければ登校可。回復しても排便後の始末、手洗いの励行は重要
	マイコプラズマ肺炎	症状が改善し、全身状態が良ければ登校可

※第二種・・・症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りではない。
※その他の感染症は学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時、校長が第三種の感染症の措置をとることができる。